

彩の国^{みりょく}美緑づくり顕彰制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、県内で自主的及び継続的にみどりの保全・創出・活用を行っている特定非営利活動法人、ボランティア団体、企業及びその他の団体（以下「団体等」という。）の功労を顕彰することにより、県民が自ら進んで緑を守り創っていく機運を醸成することを目的とする。

(対象となる活動)

第2条 顕彰の対象となる活動内容は、次の各号に掲げるものとする。なお、これらの活動は他の団体等と共同して行われたものも含むものとする。

- 一 里山や平地林などの緑地、公園や学校などの公共施設、空地等における緑化活動、みどりの環境教育活動
- 二 第1号に掲げるもののほか、この顕彰の目的に照らしてこれらに類すると認められる活動

(彩の国美緑づくり活動団体としての認定)

第3条 彩の国美緑づくり活動団体として認定を希望する団体等は、「彩の国美緑づくり顕彰制度届出書兼埼玉みどりのポータルサイト利用申込書（様式第1号）」（以下「届出書」という。）を県に提出することにより彩の国美緑づくり活動団体としての認定資格を得る。

2 県は、前項の認定資格を得た団体に対し認定証（様式第2号）の交付を行う。

(登録情報の変更)

第4条 彩の国美緑づくり活動団体は、前条の登録情報に変更があった場合、「彩の国美緑づくり顕彰制度変更届出書兼埼玉みどりのポータルサイト変更届出書（様式第3号）」（以下「変更届出書」という。）を速やかに県へ提出しなければならない。

(認定等の取消及び登録情報の削除)

第5条 県は、彩の国美緑づくり活動団体から「彩の国美緑づくり顕彰制度認定取消届出書兼埼玉みどりのポータルサイト利用登録抹消届出書（様式第4号）」（以下「認定取消届出書」という。）の提出があった場合、彩の国美緑づくり活動団体としての認定を取り消し、保有している団体情報等を抹消する。

2 県は、彩の国美緑づくり活動団体が以下に該当する場合は、認定及び顕彰を取り消すことができる。また、保有している団体等の情報を抹消する。

- 一 関係法令に違反する行為をしたとき
- 二 その他、彩の国美緑づくり活動団体としてふさわしくない行為をしたとき

(活動報告)

第6条 彩の国美緑づくり活動団体は、「彩の国美緑づくり活動報告書（様式第5号）」（以下「活動報告書」という。）により、当年4月1日から翌年3月末日までの活動実績を翌年5月末日までに報告するものとする。ただし、この報告は次によるもので代えることができる。

- 一 県が実施する「みどりの活動支援補助事業」での「みどりの活動支援補助事業補助金実績報告書」の提出

二 県が運営する「埼玉みどりのポータルサイト」上での活動報告の掲載
(審査の方法)

第7条 知事は、活動報告書の内容を確認のうえ表彰団体を決定し、表彰状及び副賞を授与して顕彰するものとする。

(顕彰の種類及び基準)

第8条 顕彰の種類ごとの基準は、次のとおりとする。

一 団体力アップ賞

3か年分の活動報告書を提出し、かつ県の主催する「みどりの活動リーダー養成講習」を修了した者が団体内に1人以上いること

二 彩の国美緑づくり賞

5か年分の活動報告書を提出していること

(暴力団排除に関する誓約)

第9条 彩の国美緑づくり活動団体は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について、第3条の規定に基づき届け出る前に確認しなければならず、届出書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

この要綱は、令和2年3月5日から施行する。

この要綱は、令和2年6月2日から施行する。

この要綱は、令和4年9月14日から施行する。

この要綱は、令和5年2月14日から施行する。

この要綱は、令和5年3月17日から施行する。

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、彩の国美緑づくり活動団体としての認定を申し出るに当たって、また、同活動期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。